

令和5年度益城町役場庁舎自動販売機設置者募集要項

益城町役場が行う自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を御承知のうえお申し込みください。

1 公募物件

別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として町長が定める期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者ではないこと。
- (3) 町税を滞納していない者。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可を要する場合は、該当する許認可等を受けていること。

3 公募条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、更新はしません。

また、町が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者(借受者)が公募条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他町が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

なお、貸付期間中は、自動販売機の設置、撤去、入替え及び故障並びに停電等やむを得ない事情がある場合を除き、自動販売機による販売を継続するものとします。

イ 貸付料

物件ごとに設置者として決定された者が提示した見積価格(年間分、消費税抜額)に100分の110を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。

なお、光熱水費相当額及び売上手数料相当額は貸付料に含みますので、別途納付する必要はありません。

また、年額貸付料は、町の発行する納入通知書により、町が指定する期日までに全額納入していただくこととなります。

ウ その他必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

また、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復することとし、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、町に対し補償請求することはできません。

(2) 管理運営上の遵守事項

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実

に納めること。

- イ 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。
- ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- エ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- オ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- カ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本町の指示に従うこと。
- キ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ク 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ケ 販売品目及び販売価格は、物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。
- コ 機種は、ヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- サ 町がポスター類の掲示を依頼する場合には、協力すること。
- シ 町が電気設備の点検等のために停電させる場合には、協力すること。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

- ア 申込方法 郵送又は持込
- イ 申込期限 令和5年4月20日
- ウ 申込先 当該要項「9 申込先・問合せ先」のとおり

(2) 必要な書類（各一部）

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

- ア 応募申込書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 販売品目一覧（第3号様式）
- エ 設置を希望する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が確認できるもので写し可）

(3) その他

電話、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

また、公募の結果については、物件の所在、契約金額、契約者の氏名（法人の場合は法人名）及び住所、応募金額を公表することがあります。

5 設置者の決定

- (1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定め

- る資格を全て満たし、販売品目及び販売価格が適当である者を設置候補者とします。
- (2) 設置候補者のうち、町が定めた最低貸付料以上の最高価格で応募申込を行った者を設置者とします。
なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。
 - (3) 設置者の決定は、概ね4月下旬を予定しています。
設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。
 - (4) 各応募者の見積価格が、町が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。

6 貸付契約の手続

設置者に決定された方は別途定める期日までに、次の書類とともに、契約保証金（貸付契約期間全体の貸付料総額の100分の10以上の額）を納付していただきます。

なお、契約保証金は、貸付料やその他の支払を怠った場合にこれらに充当されます。

また、契約保証金は契約期間が満了し、契約に基づく義務の履行が完了したことを確認後、利息を付さずに返還します。

《 貸付契約関係提出書類 》

- ① 町有財産貸付契約書（町が配布する。記名押印済みのもの）
- ② 設置場所への自動販売機及び空容器回収ボックスの配置図
- ③ 町税納税証明書（未納がないことの証明書）
※証明書の取得申請での使用目的は「公有財産貸付申請のため」としてください。
- ④ その他参考となる書類

7 設置者の決定の取消し

次に該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付の手続に応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合
- (3) 貸付契約の義務に違背した場合

8 その他

貸付手続に関する一切の費用については、設置者の負担とします。

9 申込先・問合せ先

益城町役場 総務課 管財係
〒861-2295
益城町大字木山594（仮設庁舎）
電話096-286-3111

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

益城町長 様

申込人 住 所
氏 名
電 話

印

令和5年度益城町役場庁舎自動販売機設置者募集要項の各条項及び別添公募物件説明書の内容を承知のうえ、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び見積価格

物件 番号	設 置 場 所	見積価格（提案借受料）							
		千万	百万	十万	万	千	百	十	円
								0	0

- ※1 物件番号及び設置場所は、公募物件説明書に記載されたもののうち、設置を希望するものについて記入してください。
- 2 見積価格は、年額とし、百円単位（消費税抜）で記入してください。なお、見積価格に百分の百十を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。
また、見積価格には光熱水費を含めて記載してください。
- 3 見積価格は、算用数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」又は「金」を記入してください。
- 4 この応募申込書は、物件番号ごとに記入してください。

2 添付書類

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 販売品目一覧（第3号様式）
- (3) 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもので写し可）

3 その他

設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記入してください。

[]

第2号様式

誓 約 書

私は、益城町役場庁舎の自動販売機設置者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、令和5年度益城町役場庁舎自動販売機設置者募集要項及び別添公募物件説明書の内容について十分理解し、承知のうえで申し込みます。
- 2 令和5年度益城町役場庁舎自動販売機設置者募集要項「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 上記事項に反する場合、許可の取り消し等、益城町が行う一切の措置について異議、苦情の申し立てを行いません。

益城町長 様

令和 年 月 日

申込人 住 所
氏 名

印

販売品目一覧

物件番号

申込人氏名

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格 (税込)円	販売価格 (税込)円	備考
(記載例) 〇〇協同組合	〇〇牛乳	200cc	紙パック	120円	110円	ホット及びコールド 対応

(注) 当様式は募集要項に示す品目の確認や販売価格を確認するためのものです。
 指定した品目の具体的な商品名や販売予定の主力商品等を記入するとともに、容器の種類欄には「缶、ビン、PETボトル、紙パック、紙コップ」の別を記入してください。